

北海道教育委員会からのお知らせです。

「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ

【令和5年(2023年)度北海道公立高校生等奨学給付金申請のご案内】

1. 支給を受けるための要件（支給対象となる世帯）

令和5年(2023年)7月1日（基準日）に次の要件を全て満たしていること。

- ① 生徒が平成26年4月1日以降の入学者であり、基準日（令和5年(2023年)7月1日）に在学していること。
- ② 保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。
※ 単身赴任等で保護者等の一方が他の都府県に在住しているとき、世帯の生活の本拠地が道内である場合は、北海道に申請ができます。
- ③ 生活保護受給世帯又は保護者（親権者）等全員の令和5年度(2023年度)分道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税であること。

※ 保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯で、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当する場合は、家計急変のリーフレットをご覧ください。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金（授業料の補助）の支給対象とならない場合。
- 2 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合。
- 3 海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合。
- 4 北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合。
- 5 生徒が今年度全ての期間を休学する予定である場合。

2. 支給額（対象生徒一人当たりの年額）

世帯区分 課 程	生活保護受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	
		扶養されている第1子の高校生等がいる世帯	15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯
全日制・定時制	32,300円	117,100円	143,700円
通信制	(生業扶助受給世帯)	50,500円	
専攻科		50,500円	

- ・兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、申請者以外の者に扶養されている場合は、該当しません。
- ・支給額は、基準日における世帯状況に基づき決定しますので、不明な点がございましたら裏面に記載のお問合せ先まで連絡してください。
- ・非課税世帯において、通信制及び専攻科の高校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合、通信制及び専攻科の高等学校に通う高校生等については全て50,500円の給付額となり、それ以外の高校生等については、全て143,700円の給付額となります。

3. 申請方法

申請にあたっては、以下の「申請に必要な書類」を学校の定めた期日までに学校（事務室）へ提出してください。

【申請に必要な書類】

(1) 申請する方全員

- ・ 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書
(様式第1-1号(専攻科の生徒は様式第1-2号))
- ・ 口座振込申出書(様式第3号)

(2) 次の①又は②のいずれか

①生活保護受給世帯の場合

- ・ 様式第2号(「生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」)
- ・ 生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)受給の有無の記載があるもの)
※ 上記のうちどちらか一方を提出してください。

②道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の場合

- ・ 保護者(親権者)等全員の「令和5年度(2023年度)道民税・市町村民税課税(非課税)証明書」又は「令和5年度(2023年度)道民税・市町村民税納税通知書」等
※ 入学時の費用等で特に負担の大きい新入生に対し早期支給を実施するため、課税証明書等の提出に御協力ください。なお、就学支援金の申請において、すでに北海道教育委員会に給付金事務について「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」を提出している場合や、オンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合で、個人番号による申請を希望する場合は、下記の連絡先に御相談ください。
- ・ 兄弟姉妹の健康保険証の写し(15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ・ 扶養申立書(兄弟姉妹の健康保険証の世帯主又は被保険者名が申請者と異なる場合)

※ 申請書等作成時のお願い

- 添付資料のうち「道民税・市町村民税納税通知書」や「健康保険証」をコピーする際は、印刷する面が途中で切れないようコピーしてください。
また、印刷された面の文字がはっきり読み取れるよう、コピーをしてください。
※ 「健康保険証」を提出する場合は、あらかじめ被保険者等記号・番号等にマスキングを施して提出してください。
- 申請書や口座振込申出書に記入する際は、ボールペン等で丁寧に記入してください。「えんぴつ」や「インクが消えるボールペン」は使用しないでください。
- 基準日(令和5年(2023年)7月1日)以降に転学した場合、基準日現在に在学していた学校に申請書等を提出してください。

4. 支給方法

審査により支給が決定された場合、給付金は申請者の指定する口座へ一括で振り込みます。

5. その他

- 1 申請書の作成にあたっては、別添の「記入例」を参考にしてください。
- 2 申請書の別紙「留意事項」についても、必ずお読みください。
- 3 代理受領(給付金の一部を学校に直接支払い、学校諸費等に充てるもの)を希望される場合は、学校の事務室までお問い合わせください。

「奨学のための給付金」に関するお問合せ先

高校生等が在学する学校の事務室(電話 011-898-2311)

北海道教育委員会からのお知らせです。

「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ

【令和5年(2023年)度北海道公立高校生等奨学給付金申請のご案内】

1. 支給を受けるための要件（支給対象となる世帯）

令和5年(2023年)7月1日（基準日）に次の要件を全て満たしていること。

- ② 生徒が平成26年4月1日以降の入学者であり、基準日（令和5年(2023年)7月1日）に在学していること。
- ② 保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。
※ 単身赴任等で保護者等の一方が他の都府県に在住しているとき、世帯の生活の本拠地が道内である場合は、北海道に申請ができます。
- ③ 生活保護受給世帯又は保護者（親権者）等全員の令和5年度(2023年度)分道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税であること。

※ 保護者等の失職等により収入が激減し家計が急変した世帯で、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当する場合は、家計急変のリーフレットをご覧ください。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金（授業料の補助）の支給対象とならない場合。
- 2 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合。
- 3 海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合。
- 4 北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合。
- 5 生徒が今年度全ての期間を休学する予定である場合。

2. 支給額（対象生徒一人当たりの年額）

世帯区分 課 程	生活保護受給世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	
		扶養されている第1子の高校生等がいる世帯	15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯
全日制・定時制	32,300円	117,100円	143,700円
通信制	(生業扶助受給世帯)	50,500円	
専攻科		50,500円	

- ・兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、申請者以外の者に扶養されている場合は、該当しません。
- ・支給額は、基準日における世帯状況に基づき決定しますので、不明な点がございましたら裏面に記載のお問合せ先まで連絡してください。
- ・非課税世帯において、通信制及び専攻科の高校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合、通信制及び専攻科の高等学校に通う高校生等については全て50,500円の給付額となり、それ以外の高校生等については、全て143,700円の給付金となります。

3. 申請方法

申請にあたっては、以下の「申請に必要な書類」を次の期日までに学校へ提出してください。

学校提出期限 ： **令和5年(2023年)8月18日（金）**

【申請に必要な書類】

(1) 申請する方全員

- ・ 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書
(様式第1-1号(専攻科の生徒は様式第1-2号))
- ・ 口座振込申出書(様式第3号)

(2) 次の①又は②のいずれか

①生活保護受給世帯の場合

- ・ 様式第2号(「生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」)
- ・ 生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)受給の有無の記載があるもの)
※ 上記のうちどちらか一方を提出してください。

②道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯の場合

- ・ 保護者(親権者)等全員の「令和5年度(2023年度)道民税・市町村民税課税(非課税)証明書」又は「令和5年度(2023年度)道民税・市町村民税納税通知書」等
※ 既に就学支援金において課税証明書等又は「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」を提出し給付金事務に同意している場合や、オンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合は、上記証明書の添付を省略することができます。
- ・ 兄弟姉妹の健康保険証の写し(15歳(中学生を除く。))以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ・ 扶養申立書(兄弟姉妹の健康保険証の世帯主又は被保険者名が申請者と異なる場合)

※ 申請書等作成時のお願い

- 添付資料のうち「道民税・市町村民税納税通知書」や「健康保険証」をコピーする際は、印刷する面が途中で切れないようコピーしてください。
また、印刷された面の文字がはっきり読み取れるよう、コピーをしてください。
※ 「健康保険証」を提出する場合は、あらかじめ被保険者等記号・番号等にマスキングを施して提出してください。
- 申請書や口座振込申出書に記入する際は、ボールペン等で丁寧に記入してください。「えんつ」や「インクが消えるボールペン」は使用しないでください。
- 基準日(令和5年(2023年)7月1日)以降に転学した場合、基準日現在に在学していた学校に申請書等を提出してください。

4. 支給方法

審査により支給が決定された場合、給付金は申請者の指定する口座へ一括で振り込みます。

5. その他

- 1 申請書の作成にあたっては、別添の「記入例」を参考にしてください。
- 2 申請書の別紙「留意事項」についても、必ずお読みください。
- 3 代理受領(給付金の一部を学校に直接支払い、学校諸費等に充てるもの)を希望される場合は、学校の事務室までお問い合わせください。

「奨学のための給付金」に関するお問合せ先

高校生等が在学する学校の事務室(電話 011-898-2311)